



わだち

WADACHI

梅ヶ枝中央法律事務所
わだち 第39号
 2019年 夏号

▶ 巻頭言	大森 剛	2
▶ 支え合う心を大切に	山田 庸男	3
▶ 新人紹介	杉野 龍太	4
▶ 近況報告		
初心を忘れずに	犬飼 一博	6
弁護士の原点を肝に銘じて	岩田 和久	6
梅と世界	渡部真樹子	7
知財分野の専門家として	甲斐 一真	8
知財対応にやり甲斐	戀田 剛	8
変革の労働問題	日下部太一	9
▶ 法は世につれ 世は法につれ		
【労働法制】労働時間、雇用形態の様変わり	西村 勇作	10
【知的財産】国家施策としての知財戦略	中世古裕之	10
【会社法制】会社法の誕生と発展の時代	氏家真紀子	11
【倒産】倒産法制の発達と資本主義の成熟	細川 敬章	12
【涉外】海外情勢・法制度が日本に与えた影響	三好 吉安	13
	河合 順子	13
【家族】変わる社会と家族のあり方を反映して	松嶋 依子	14
【競争法】競争政策の更なる拡充	越知 寛子	15
【インターネット】利便性と弊害の二面性	森 瑛史	16
▶ 税理士に聴く	座間 昭男	17
▶ 近時の判例紹介	松久 僚成	19
▶ 健康一口メモ	橋本 聡一	20

暑中お見舞い申し上げます

「平成」が終わり「令和」となりました。

この「令和」は万葉集からの出典と
のことです。海外ではイギリスの公共
放送BBCが「令」の意味を秩序の
「order」であると速報する等、一部メ
ディアが、「令」が一般的に「order:秩序」
や「command・指令」の意味で使われ
ているなどと報じたことを受けて、外
務省は正確に理解してもらおうと、「令
和」には「beautiful harmony・美しい
調和」という意味が込められていると
説明するように、海外駐在大使などに
指示したと報道されています。

このように「美しい調和」のある日本、
世界を目指すという祈りが込められた
新元号なのですが、実際には、世界の
いたるところで不調和が目につきます。

エゴとエゴのぶつかりあいともいえ
る米中貿易摩擦により、中国経済は失
速し、世界経済に大きな影響を与えて
います。

国民投票によりEUからの離脱を決
めたイギリスも離脱の協定案がことごと
く議会で否決され、首相が辞任する
事態にまで至りました。事態は混迷を
極めており、「合理的なき離脱」となるの

か、何らかの打開策が講じられるのか
注目されています。

また日本の徴用工への補償問題につ
いて、1965年の日韓請求権協定で
「解決済み」と思われてきたところ、韓
国の大法院が、同協定では個人の請求
権は消滅していないと判断して、日本
企業が敗訴し、遺族らが日本企業の資
産を差し押さえる事態となっています。
この問題について、日本政府は韓国政
府に対し、同協定に基づく仲裁委員会
の設置を求めています。平行線が続
いています。

国内においても、ふるさと納税制度
をめぐる、過度な返礼品を贈る地方自
治体があるとして、返礼品を寄付額の
3割以下の地場産品とし、この基準を
守らない自治体は本年6月以降、制度
の対象から外すとする法改正がなされ、
制度の対象外とされた泉佐野市は、地
方創生の趣旨に反するなどとして、強
く反発しています。

こうした不調和の原因をつきつめて
考えますと、お互いが、自己の立場を
優先するあまり、相手の立場を敬い、
尊重することを忘れているのではない
かと思わざるをえません。
私は学生時代に剣道をしていたので



代表社員弁護士
大森 剛

すが、「礼に始まり礼に終わる」という
言葉をよく聞かれました。剣道を始
めとする武道においてよく言われる言
葉ですが、稽古や試合の始まりと終わ
りには必ず相手への敬意を込めて礼を
するという意味です。礼儀礼節をもつ
て勝負に挑むことが勝敗よりも重要で
あるという考え方で、試合に勝ったか
らといって、その場でガッツポーズし
て勝ち誇るような行為は厳に禁じられ
ます。

もちろん相手のいいなりになれとい
うことではなく、自らの言い分は当然
主張しなければなりません。相手を
徹底的に叩きのめして勝ち誇るだけ
は禍根を残し、どこかで報復を受ける
ことになります。相手の立場を思いや
ることが結局は自分のためになるとい
う考え方、それが「美しい調和」のあ
る世界、日本を実現するために必要で
あるように思います。自己主張の強い
社会が本心に素晴らしいのか、むしろ
共生の精神が溢れた社会をめざすべ
きと思います。

われわれ弁護士も、依頼者の利益を
守るために全力で戦いますので安易に
妥協したりすることは決してありませ
んが、騙ることなく相手に対する礼節
は忘れずにいることが、昔でいう三方

良しの精神につながると考えています。

当事務所では、最近では、従来からの
分野に加え、海外案件が増えてきたよ
うに思います。私を含め、海外駐在、
留学の経験者を中心に取り組んでいま
すが、各国の法律事務所との提携も深
めつつあり、国内の依頼者の方の海外
展開にもワンストップのリーガルサー
ビスを提供しています。

また、民事再生や私的整理といった
企業再生や、M&A、企業の上場準備
などでは、複数の弁護士がチームを編
成して取り組み、成果をあげています。
独禁法、下請法といった経済法のセ
ミナーの依頼もあり、公正取引委員会
に勤務経験のある弁護士が対応してい
ます。

また、社会経済情勢の変化に対応す
るため、40年ぶりに相続法の改正が行
われ、本年1月から一部施行されてい
ますが、本年7月1日から原則的な施
行が始まりました。また、債権法が120
年ぶりに大改正され、来年4月1日か
ら施行されます。当事務所では、事務
所内の研修の一環として、こうした民
法改正について、Q&A方式でまとめ
た冊子を近々にも完成できるように鋭
意執筆を行っています。

新しい元号となった今後においても、
みなさまのニーズを捉え、より良いリー
ガルサービスを提供できるよう努力し
てまいります。

支え合う心を大切に



公益財団法人
梅ヶ枝中央きずな基金
代表理事
山田 庸男

きずな基金も設立後7年目を迎
えました。この間、世論は、益々自
己中心的で、今の社会はどこか余裕
がなく、息苦しさすら感じる社会に
なっているように見えます。

世界的にも、グローバル化の国
際協調主義がかえって貧困や飢餓を
もたらすとして弊害のみが強調され
ているように見えます。トランプ大
統領が登場して以来、ナシヨナリズ
ムが世界の潮流となつて、欧米や南
米諸国でも自国優先の風潮が拡がり
つつあります。ヨーロッパでも移民、
難民の受け入れに拒絶反応を示す国
や政党が勢力を増しつつあり、互助
の精神は風化しつつあると思わざる
を得ません。最近の調査では、G
(グーグル) A (アップル) F (フェ
イスブック) A (アマゾン) のイン
ターネット企業の経営者の総所得
は、全世界の人口の下辺から半分の
総所得に匹敵する程の格差に拡大し
ているようです。

格差の拡大は、地域間の対立や憎
悪を生み出します。この格差の是正
及び解消は、本来国家の政治による



責任だと考えますが、日本でも、格
差の是正及び解消に向けた重い腰は
中々動きません。特に資本主義の世
界では、いわゆる社会的弱者に対し
ても「自己責任」が強調され、国家
や企業、マスコミなどのいわゆる強
者に批判が向きません。私達は「支
える」「支えられる」という構造では

なく、互いに「支え合う」心を大切
にしたいと思っています。

当基金では、今春、20名の中高生
を新たに支援することとなり、現在
総勢61名を支援しています。当基金
で最も大切にしているのは、経済支
援を通じて高等教育を受ける機会を
支援しながら、高等教育を手段にし
て社会人として巣立っていく上での
素養である思いやりや気遣い、労り
の心を涵養することです。そのため
に、これまでも交流会や野外キャン
プを実施してきましたが、初の試み
として高野山を舞台に1泊2日の研
修合宿を予定しており、楽しい学び
の機会になればとワクワクしながら
準備をしています。この合宿では、
単なる知識の積み重ねではなく、創
造力や探究心を育み、考える人材の
育成に取り組みたいと思っています。

今年の春の交流会では、24名が
高校を卒業し進学しました。これま
で阪大、神大、京都工繊、大阪市
大、府立大等の国公立に多く進学し
ていましたが、今年も京大、阪大等
に合格し、出席者全体で祝福しまし



た。今回の交流会では講師の小田全
宏さんが「陽転思想で人生を切り拓
く」とのテーマで90分の講演をして
下さいましたが、陽転思想で「無理」
だと諦めない思想の大切さが教訓と
なったように思われます。

当基金は、多くの企業の皆様や個
人の皆様からの善意により順調に活
動を持続できていますが、支援して
いる中高生の笑顔に触れたり、感謝
の言葉を聞いていると、こういった活
動は社会でより促進されて行かな
ければならないことを実感しています。

ローアウト〜限界の先目指し〜

弁護士 杉野 龍太



平成31年1月から、当事務所にて勤務しております杉野龍太と申します。簡単ではありますが、この場をお借りして、私の自己紹介をさせていただきます。

1 生い立ち

私は、愛媛県今治市に生まれ、高校卒業までの18年間を同市で過ごしました。

今治市は、サイクリングの聖地と

して有名な「しまなみ海道」の袂にあり、瀬戸内の穏やかな海風が吹き込む美しい町です。「今治タオル」の名で知られるとおり、タオルの生産が有名であり、町の至る所に小さなタオル工場があります。私も、毎日タオル織機が稼働する音を聞きながら、学校へ通っていました。

私は、小学校の6年間に猛烈な勢いで成長期を迎え、小学校卒業時の身長は170センチメートルを超えていました。しかし、私は、体格に似合わず小心者で、小学生のとき、夜中にトイレへ行くときにいつも、お気に入りのフィギュア（後述します。）を連れていたのを憶えています。

学生時代には、様々なスポーツに取り組んでいました。小学校時代には空手、体操及びスイミングを習い、中学校ではバスケットボール部、高校ではボート部に所属していました。中でも高校時代に取り組んでいたボートは、私が青春を捧げたスポーツです。

2 ボート

私が高校でボート部に所属した理由は、「全国レベルの戦いを経験してみたい」という思いからでした。当時、私の進学した今治西高校には、日本ボート界のパイオニアと呼ばれる有名な指導者の方が在籍しており、この方の指導の下で、同校から毎年のように全国大会入賞選手が輩出されていた。

競技ボートは、1000メートル又は2000メートルの距離を、誰が一番早く漕ぎ切れるかを競う、シンブルなスポーツです。競技に用いられるボートは、横幅が狭く水上で安定しない形状であるため、初心者に乗るとたちまち転覆してしまいます（なお、足はボートの内部に固定されているため、転覆後、水中から脱出することが大変難しいです）。ボートは、1人乗り用から9人乗り用まで様々な種類があり、どの種類のボートに乗り競技に出場するのは、各選手が出場大会ごとに考えます。

ボートが水上を高速で滑っていく様子は、傍から見ると爽快に映りますが、ボートに乗っている選手は、地獄のような苦しみの中にいます。

4 弁護士を目指したきっかけ

私は、歯科技工士の父とエアロビクス講師の母という、法律とは全く縁のない家庭で育ちました。

そのような家庭で育った私ですが、弁護士という職業を意識した時期は早く、小学2年生のときに書いた文集では、既に弁護士になる夢を抱いていました。もともと、当時の私は、弁護士が何をする仕事なのか十分に分かっておらず、「弁護士は困った人を助けるかっこいい仕事だ。」という父の言葉だけを頼りに、自分の将来像を描いていました。

その後、弁護士という職業に漠然とした憧れを抱いたまま、私は、大阪大学法学部へ進学しました。

大学では、弁護士の仕事を知らなかったという思いから、法律相談部に所属していました。法律相談部は、週に1〜2回程度、OBの弁護士の指導の下、地域の方々に向け無料法律相談会を実施するという活動を行っていました。

私は、この活動を通して、世の中には法律問題に悩んでいる人がたくさんいること、そして、自分が今大学で学んでいる知識を使って救える人がいることを、強く実感しました。私は、法律相談会に来られた方が、終了後、晴れやかな顔をされている



あるダムで行われます。私は、高校3年間、授業以外の時間のほとんどを、このダムの水面上で過ごしました。監督の熱心な指導と、文字通り血の滲むような練習の日々が実を結び、私は、国体の代表選手に選出され、インターハイでは全国第3位の成績を収めることができました。

この経験は、今でも私の礎であり、つらいときに前を向く勇気を与えてくれています。

3 フィギュア

話は変わりますが、私の趣味は、フィギュアの収集と自主製作です。特に私が収集しているフィギュアは、動物や恐竜、妖怪のフィギュアです。

私は、幼い頃から、これらのフィギュアを集め鑑賞することが大好きでした。初めは、フィギュアの収集を通して、動物や恐竜、妖怪の種類や姿を知ること喜びを感じていましたが、次第に、細部まで作りこまれた精巧なフィギュアの造形美に魅かれるようになりました。私の現在のコレクション数は、大小合わせて1000点近くになります。今後、フィギュアの収集を続け、フィギュアの魅力を探求し続けたいと思っています。

また、最近では、収集のみに飽き

ボートは、身体への負荷が非常に大きいスポーツとして知られており、その運動量の激しさを象徴する現象として、「ローアウト (row out)」というものがあります。これは、ボート選手が、レースの中で肉体と精神の限界を超え、ゴールした瞬間に気絶してしまう現象のことを言います。この現象は、自身の力を極限以上に振り絞った選手だけが味わうことができる体験であり、ボート乗り（「オアーズマン」といいます。）なら誰もが憧れる、「勲章」のようなイベントです。

かく言う私も、一度だけ「ローアウト」を経験したことがあります。実際に、気絶する直前には、視界が白いもやに包まれて、全身が宙に浮いたような心地になったことを憶えています。今でも、もう一度「勲章」とも言える「ローアウト」を経験したいという思いはありますが、きつと今の私では体力が持たず、全身が宙に浮いたような心地を味わうことなく気絶してしまうのだろうと思います。今となつては、大切な思い出です。

また、今治西高校ボート部の練習は、学校からバスで20分程の距離に

のを拝見し、大きな達成感を覚え、将来は必ず弁護士になろう、と心に決めました。

5 今後について

目標であつた弁護士となり、執務を開始してから早くも数か月が過ぎました。日々新しいことの連続で、己の未熟さを痛感する毎日です。しかし、私は、これまで勉強してきた法的知識を、誰かのために役立てられることに、強いやりがいを感じています。

私は、依頼者のために、限界を超えて対応する弁護士になりたいと考えています。

ボートを漕ぐこと (row) と法律 (law) を駆使することの違いはありますが、私の目指す姿勢は、今も昔も変わらず「ローアウト」です。もちろん、弁護士が気絶するわけにはいきませんが、私は、依頼者の未来をより良い方向へ導ける可能性がないかを、限界を超えて常に探り続ける姿勢を持ちたいと思います。

皆様のお力になるべく、日々精進して参ります。今後ともご指導ご鞭撻の程よろしくお願いいたします。

初心を忘れずに



弁護士・弁理士
犬飼 一博

知財ロイヤルの高みを指して

私は、2012年1月に当事務所に入所し、今年の1月で弁護士となって満7年が経ちました。本年度からは、同期の岩田弁護士と共に、当事務所のパートナー弁護士に就任し、身の引き締まる思いです。

私は、この7年間で様々な経験を積ませて頂きましたが、当事務所に入所する以前から、知的財産分野に携わる弁護士になりたいという志を持っています。

当事務所入所以降、実際に多くの知的財産分野に関する事件に携わることができ、知的財産分野での専門性を有していることが、自身の弁護士として強みであると思っています。なお、

近時、私が取り扱った珍しい事件として、登録に至った特許に對して異議が申立てられ、異議が認められた結果、一度登録に至った特許が取り消されてしまったという事案がありました。これに對し、裁判で、特許を取り消すという決定を出した特許庁の判断を取り消すよう求めたところ（特許取消決定取消請求事件と呼ばれます）、当方の請求が認められる結果となりました。裁判所の判決内容を聞いたときの喜びは、何物にも代え難いものでした。

敷居は低く、志は高く

さて、私は当事務所入所以降、「身近な弁護士であり続けたい」という思いを抱き、日々職務に邁進してまいりました。

以前、ある依頼者から、「これまでお願いをしていた弁護士は動きが悪く、また、気軽に相談しにくかった。その点、犬飼先生は言葉を選ばず言う」と『敷居が低く』ちよつと確認したときに気軽に電話やメールで連絡ができるので助かっている」とのお言葉を頂戴したことがあ

りました。「身近な存在でありたい」という思いが依頼者にも伝わっているということが実感でき、大変嬉しく思ったことを今でも覚えています。これからも初心を忘れることなく、依頼者に寄り添った身近な弁護士であり続けたいと考えております。

弁護士の原点を肝に銘じて



弁護士
岩田 和久

人の心の移り変わりに鋭敏で在れ

私は2012年1月に当事務

所に入所し、今年で弁護士生活8年目となりました。本年度1月より、共に切磋琢磨してきた同期の犬飼弁護士と共に、当事務所のパートナー弁護士に就任し、身の引き締まる想いです。これまで、企業案件、民事事件の隔てなく、気持ちを込めて各案件の背景に想いを馳せながら一件一件の事件に取り組んで参りました。

特に、労働問題に関する相談、交渉、訴訟及び労働審判といった案件への取り組みを中心に執務して参りました。労働分野は、労使間の利益調整の中で紛争当事者の人格権が大いに関連します。私は、代理人を務めるにあたり、人の心の移り変わりや当事者の関係性の変化に鋭敏であることに重きを置いており、労働事件は正にその感性が求められる分野で遣り甲斐があります。今後も手厚く取り組んで参ります。

また、年次が上がるに連れ、企業からのご相談を頂く機会が増えました。弁護士の原点である寄り添う姿勢を大切にする中で、少しずつですが企業顧問を

承る機会が増えたことも大きな変化です。この場をお借りして、心より御礼を申し上げます。

思い出深い刑事事件

刑事事件は民事事件と異なり国家権力との闘いなのですが、刑事事件の分野で、一度だけですが無罪判決を獲得できた経験は、たいへん感慨深いものがありました。

また、被害者が亡くなられた事案で、ご遺族との長期間の対話を経て、本来は検察官側に立たれるご遺族が、弁護側証人として協力して下さり、加害者を許すとおっしゃって下さった案件がありました。当然のことながら、事件直後は、面会を拒否されるところから始まったのですが、人の慈悲深さの神髄に肌で触れる稀有な経験をさせて頂きました。ここで学んだ人向き合う姿勢は、私にとって大きな財産になりました。

最期に、私事ですすが弁護士5年目に最愛の妻と結婚し、昨年、娘を授かりました。職業柄、家族には迷惑をかけてしまします

梅と世界



弁護士
波部 真樹子

好きな花はと問われれば

2012年1月に当事務所に入所し、今年で弁護士生活8年目に入りました。「梅ヶ枝の渡部」ですと名乗り続けたからか、最近「好きな花は」と聞かれた際、それまで好きだった「蘭」ではなく、「梅」が口について出たのには、自分でも驚き、事務所が自分のアイデンティティの一部になったのだと感慨に浸ってしまいました。

世界に出て

さて、私は、学生の頃から海外と関わりのある仕事をした

いと考えており、弁護士4年目から、事務所の支援を受け米国内ロースクールに留学し、ニューヨーク州弁護士資格を取得しました。さらにその後、マレーシアとベトナムの現地事務所にて客員弁護士として勤務する機会を得ました。日本に復帰後も、多くの渉外案件に携わっています。

私が弁護士となってからの短い間でも、日本と世界の関わり方は大きく変化しています。

まずは、海外に進出する企業の数が圧倒的に増えました。今や、大企業だけでなく、中小企業も果敢に海外に進出する時代です。進出先も、これまでの欧米から中国の流れを経て、東南アジアや、インド・アフリカが注目を集めています。

さらに進出の形態も、単なる安価な製造拠点を求めての進出から、縮小する日本市場を補う新たなマーケットを求めての進出に変化してきています。

加えて、最近の大きな潮流は、外国人労働者受け入れの拡大です。私自身も、外国人労働者の受け入れについて、ベトナム領

事館を始めとして、多くの勉強会で講演の依頼をいただいています。

しかし、インバウンドにせよアウトバウンドにせよ、異なる文化が交じり合う際には、摩擦が生じ、それが大きくなれば、法的紛争に発展してしまいます。紛争となった場合の解決をお手伝いするのはもちろんのことですが、このような紛争が生じないよう、リスクを見越し、交渉や契約書のレベルで手当てをするのが私たち弁護士の仕事です。

梅の花は、気温の変化をいち早く感じ、その蕾をほころばせて、人々に春の訪れを告げます。私も梅の花のように、世界時流をいち早く感じ、最新の法的知見を依頼者の皆様に共有できる存在になれればと思います。

知財分野の専門家として



弁護士
甲斐 一真

AI・IoT社会の到来

平成28年1月より弊所にて弁護士として勤務を開始し今年で4年目となりました。私は入所して以降、特に、知的財産分野に重点的に力を入れて取り組んでおり、主に、ロゴやマークについての商標・不正競争防止法に関するご相談や、特許関係のご相談、また、インターネットを用いた新たなサービス分野に関するご相談等を取り扱っています。

近年、企業活動の中で知的財産の保護及び活用に関する重要性は高まってきており、知的財産に関する知見は、もはや社会の一部の方々だけが理解していればよいという時代ではなく、加

えて、既に到来しつつあるAI・IoT化社会においては、最新技術に対する理解もより一層不可欠になるものと思われます。

知的財産の社会における重要性が増大する中、依頼者の皆様のニーズにお応えできるよう、私も研鑽を積んでおり、例えば知的財産実務研究会（データ・AI研究班）、知的所有権問題研究会、関西特許研究会（ソフトウェア部会）、大阪弁護士会知的財産委員会等に積極的に参加する等、日々、知見のアップデートに努めるとともに、講演や執筆等の外部に向けた情報発信にも力を入れております。

今後も、個別の紛争案件の対応に限らず、研修やセミナーの開催も含め、お気軽にご相談いただければと存じます。

メールマガジンの発信

弊所では、2年程前から新たな試みとして「梅ヶ枝通信」というメールマガジンの配信を行っており、私は主担当者として情報発信に努めております。読者の皆様からの連載テーマの

ご要望にも対応しておりますのでご要望のテーマ等がありましたら、是非ともご連絡下さい。配信登録がお済みでなければ、是非この機会にご登録下さい。

今後も依頼者の皆様の様々なニーズにお応えできるよう、より一層アグレッシブに日々邁進する所存ですので、何卒よろしくお願い致します。

知財対応にやり甲斐



弁護士
田 剛 剛

平成28年1月に当事務所に入所し、早いもので丸3年半が経過しました。

高校理科をゼロから勉強

入所早々に当事務所の知財部チームに所属し、1年目から特

許、商標、著作権、不正競争防止法など、多種多様な知財事件を担当しています。

知財事件のうち、特に特許事件、それも相談を聞いた当初はどんな発明なのか理解できず、発明の意味を理解するために、高校の理科の教科書を1から（ほぼ忘れていましたので実質的にはゼロから）勉強しなければならぬような事件を取り扱うことに、特に面白味を感じます。

当該事件を取り扱う場合には、当該発明の開発者の方との打ち合わせや文献調査を地道に重ね、技術者とも議論できる知識や理解を身につけ、それをさらに裁判所に理解してもらえようという平易な言葉で説明するという作業が求められます。このような作業は大変ではありますが、非常にやり甲斐を感じています。

最近では、知財関連のご相談から派生し、薬機法、健康増進法、食品表示法等、より多様で専門性の高い領域のご相談を扱うことも増えています。

また、昨今、債権法改正、相続法改正と重要な法改正が続い

ています。私は、改正法に対応するための契約書チェックや社内向けセミナーをいくつか担当しており、日々の研鑽を積む良い機会に恵まれています。

精進中、剣道と結婚

私は、小学生時代に習い始めて以来、現在に至るまで剣道を続けています。

普段は母校の大学で稽古をしています。社会人になってから、稽古の機会を求めて実業団の合宿等に参加させてもらい、剣道を通じた新たな交流を持つ楽しさも味わうようになりました。もともと、最近では、若く元気な後輩達に後れを取ることが増え、基礎体力の衰えを痛感する次第です。年齢相応の技術を少しずつ習得していかなければならないと思う反面、素直に衰えを認めたくない気持ちもあり、内心複雑です。

最後になりますが、私は、本年4月に結婚し、楽しい新婚生活を送っています。

今後より一層、弁護士として頑張っていかなばと思う次第です。

変革の労働問題



弁護士
日下部 太一

残業代と解雇 異なる傾向

弁護士4年目となり、自身の最近を振り返ってみると、不規則な生活と趣味の運動の時間が確保できないことが原因で弁護士登録してからの体重増加が10キロになったこと、ついに三十路に突入すること、家庭の事情から地元の京都に引っ越したことが以外は、特に私の日常に大きな変化はありません。

このような私の日常に比べ、労働問題をめぐる状況は変化しており、労働案件が多様化していると感じています。私は、弁護士登録以来、使用者側の労働案件を担当することが比較的多いのですが、私が大学院生のころ（といってもわずか6、7年前ですが）には、労働案件を

専門的に取り扱っている実務家教員の弁護士が、「労働案件は解雇と残業代が8割」と言っていました。

これに対し、自分自身が担当している最近の事件を振り返ってみると、確かに、残業代請求の案件は相変わらず多いものの、解雇の案件はそれほど多くなく、紛争にまで発展する案件は少なくなっていると感じています。これは、昨今の人手不足により使用者側としても解雇よりも人材確保を優先していることが原因の一つと考えられます。一方、いわゆる「働き方改革」関連法案の施行に伴う、労働者の待遇改善に関する相談が増加しています。

なお、この「働き方改革」関連法案の一つとして、通常の労働者と有期・短時間労働者との均等・均衡待遇が言われ、マスコミ等では「同一労働同一賃金」という用語が使用されています。しかし、この「同一労働同一賃金」とは非常にミスリーディングな表現で、このため、年功序列制度が撤廃される等の

次回に期待

本稿では、労働問題の近時の傾向について述べましたが、今回の近況報告では、不規則な生活を解消し、趣味である運動の時間を確保して体重減少に成功したと報告できるよう、今後、自分の生活改革をしていきたいと思っています。次回の近況報告に是非ご期待下さい。

【労働法制】労働時間、雇用形態の様変わり



弁護士
西村 勇作

1 労働時間の縮減

1989年から平成が始まりましたが、平成が始まった当時はバブル経済の真っ只中でした。平成元年の流行語を見ると、労働分野に関するものとして、「セクシヤル・ハラスメント」と「24時間戦えますか」という栄養ドリンクのキャッチフレーズがあります。

セクハラについては、平成の間に社会認知度も向上し、その意味するところを知らない人は少ないと思います。昨今では、マタハラ、パワハラ、モラハラ、アカハラなどいろいろなハラスメントが取り上げられており、カスハラなどという言葉もありますが、皆さんはその意味するところがお分かりになりますか。

後者の「24時間戦えますか」は、若い方の中には、このようなキャッチフレーズがあったことを知らない方も多いかもれません。高度経済成長の流れを受けて、平成の初期のころは、長時間労働が当たり前の時代であったように思います。

しかしながら、当時から日本人の働き過ぎは指摘されており、かつては法定労働時間が週48時間であったところ、平成6年以降、週40時間に短縮されました。休日についても、週休2日制が、すっかり定着した感があります。

そして、平成19年にはワーク・ライフ・バランスの推進が叫ばれるようになりました。平成22年からは月60時間を越える残業時間について割増賃金率が50%に引き上げられ、長時間労働の抑制が図られることになりました。

なお、中小企業については猶予期間が設けられていましたが、令和5年4月1日から中小企業においても割増賃金率50%が適用されることが決まっています。

さらに、平成30年には、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少や、育児・介護との両立など労働者のニーズの多様化を受けて、働き方改革が実践され、法律によって長時間労働が規制されることになりました。原則として、月45時間、年360時間を越える残業は許されなくなり、例外的に、月45時間を越える労働ができるのも年間6か月までに制限されることになりました。

平成を振り返ると、労働時間の短縮が進んだ時代であったといえます。

2 非正規雇用の増大

また、平成の時代は、非正規雇用が進んだ時代でもありました。

バブル期は好景気で人手不足でしたが、バブル崩壊後は一転して、企業は過剰な労働力を調整するために雇用を抑制し、平成5年から平成17年まではいわゆる就職氷河期などと呼ばれ、就職難が続きました。そのため、正社員になることができない若者が続出し、パートタイマー、アルバイト、契約社員といった非正規雇用が急増しました。

一般的に、非正規雇用は給与が低く抑えられ、その地位も不安定な場合が多いという特徴があります。そこで、平成5年には、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パートタイム労働法）が施行され、非正規社員の待遇の改善等が図られるようになりました。

しかしながら、正社員と非正規社員との間の格差の拡大が看過できなくなってきたため、非正規社員と正社員との均衡処遇の確保等を目的として、平成20年にはパートタイム労働法が大幅に改正されました。そして、続く平成24年の労働契約法の改正で、同じ会社で有期労働契

約が更新されて通算5年を超えたときに労働者の申込みによって無期労働契約に転換されるルールが法的に導入されるとともに、労働契約において期間の定めがあることによる不合理な労働条件を定めることが禁止されました。この改正労働契約法を根拠に同一労働同一賃金が争われた事件について、平成30年に最高裁が判断を示したことは記憶に新しいところです。

平成30年の統計を見ると、非正規社員は全労働者の4割近くを占めるまで増加しており、正社員の割合は年々減少する傾向にあります。正社員の割合の減少は、非正規社員の増加との相対関係によるところが大きいですが、企業にとって正社員の雇用を継続することが経済的負担になっていることと無関係ではないように思います。

平成の時代にあつては多くの若者が終身雇用でしたが、令和になつて間もなく、経済界のトップが終身雇用を前提とすることが限界になっていると発言していることからしても、終身雇用は、平成の遺物となつてしまうのかもしれない。

【知的財産】国家施策としての知的財産戦略



弁護士・弁理士
中世古 裕之

1 知的財産法の制度整備

特許や著作権、商標権などの知的財産権を巡る制度やそれに関連する法令の整備は、平成の時代に大きく変革しました。

もともと現行の特許法は、昭和34年（1959年）に全面改正されたものでしたが、1990年代に入るまでの間、目立った特許法の改正はありませんでした。

特許制度・知的財産制度は、国や企業の経済活動と密

接に関わるものでありながら、平成の初期までは、国家としての特許戦略と呼べるものはないに等しい状況であったと思います。

平成9年に一つの胎動がありました。「21世紀の知的財産権を考える懇談会」という特許庁長官の私設懇談会が設けられ、その報告書で「知的財産権の広い保護」「知的財産権振興」「知的財産権政策の国家的取組み」など8つの具体的提言が出されたのです。

さらに21世紀を迎えた平成14年から、めまぐるしい勢いで知的財産権の制度整備に向けた動きが活発化しました。

平成14年2月、当時的小泉首相が「知的財産立国宣言」を発表、同年3月には「知的財産戦略会議」の開催、同年7月には「知的財産戦略大綱」の作成と続き、同年11月にはこの大綱を受けた「知的財産基本法」が制定されました。

また、平成15年3月に設置された「知的財産戦略本部」から「知的財産推進計画」が出され、以後、毎年この推進計画が作成されています。

2 知的財産法の法改正及び裁判の動向

法改正関連では、平成8年の新民事訴訟法制定時に、特許権の侵害訴訟の裁判管轄について、通常管轄の他に、東日本は東京地裁、西日本は大阪地裁にも提起できるという競合管轄規定が盛り込まれました。これにより、特に関西圏域では、知的財産権を巡る訴訟を起こすことが大幅にやり易くなりました。

その後、平成15年には、特許侵害訴訟等の東京地裁及び大阪地裁への専属管轄化、特許侵害訴訟における控訴審についての（第1審が大阪地裁分も含めて）東京高等裁判所への専属管轄化、意匠権・商標権・著作権等の侵害訴訟について、通常管轄の他に東京地裁又は大阪地裁へ提起できるという競合管轄の規定が新たに設けられました。

この結果、知的財産権を扱う部門が集約され、専門的知見を持った裁判官が集中的に事件を審理する体制が整ったといえます。

その集大成として、平成16年、知的財産高等裁判所設置法が制定され、知的財産権に関する事件を専門的に取り扱う知財高裁が誕生しました。

裁判に目を向けると、平成の特許権侵害訴訟関係でのエポック的な出来事としては、平成10年2月に「ボールスプライン事件」で最高裁が「均等論」を認める判決が下されたことです。これにより、特許権侵害が成立する範囲が拡大されました。

また、平成12年4月に「キルビー事件」で、最高裁は「特許に無効理由が存在することが明らかなきときは、権利濫用として権利できない」との判決を出して、特許侵害訴訟での特許無効主張の道を開いて、いわゆるダブル・トラック問題について一定の整理の道筋を示しました。

これは、その後の平成18年特許法改正における特許無効の抗弁（特許法104条の3）の新設に引き継がれることになります。

3 知財業務の歩み

最後に、当事務所に関して振り返りますと、私は平成8年に当事務所に入所しましたが、それまで知的財産権事業の対応はほぼなかったと聞いております。

私が初めて担当した知的財産権の事案は、平成12年6月に大阪地裁で判決のあった街路灯のデザイン図等の著作権侵害（複製権、翻案権等）が争いとなった案件です。

この事件をきっかけとして、知的財産案件の紛争処理や契約関係の業務が増えていきました。

平成19年7月には、飲食店の店舗外観の模倣行為が不正競争防止法違反（周知営業表示の模倣行為）となるか否かが争われた事件で大阪地裁から、店舗外観が営業表示性取得して保護の対象となり得るものであるとの判断を得ることができました。

さらに、平成25年9月には大阪市の複合ビルの敷地内に造園された大きな庭園に工作物を設置することが、庭園設計者の同一性保持権を侵害するかが問題となった案件

【会社法制】会社法の誕生と発展の時代



弁護士
氏家 真紀子

1 会社法の制定

平成初期に遡ると、会社法は未だ制定されておらず、会社に関する規定は商法やその他の法令で分断して規定されている状況でした。平成初期には、平成2年の最低資本金制度の導入、平成5年の大会社の監査制度を充実するための改正等、頻繁に改正がなされ、その後も平成9年以降は規制緩和の大きな流れの中、毎年のように商法の改正が行われていました。

そのような中で、商法の制定から100年以上が経過し、片仮名文語体（例えば「会社ハ之ヲ法人トス」といった規定です）の法形式では時代遅れの感が否めず、また、社会経済情勢の変化の中で、会社法制の全般的な見直しの必要性が強く唱えられるようになりました。

これを受け、平成17年2月9日に会社法制の現代化に関する要綱が示され、基本方針として、旧商法第2編の会社に関する内容、有限会社法、株式会社法の監査等に関する商法特例法などを一つの法典として新たに編成し直すとともに、片仮名文語体から平仮名口語体とすること、解釈等の明確化の観点からの規定の整備を行うことを内容とする「会社法制の現代語化」、さらに会社に係る諸制度間の規律

の不均衡の是正と最近の社会経済情勢の変化に対応するための各種制度の見直しを内容とする「実質改正」の2つが掲げられました。

これらの基本方針を踏まえて、平成17年7月26日、商法の一部から独立し、新たに「会社法」が制定されました。

この会社法では、用語が整理され、平仮名口語体による表記に改められるとともに、「実質改正」として、①株式会社と有限会社の統合、②会社設立時の規制の緩和（最低資本金制度の廃止、会社設立手続きの合理化・簡素化）、③機関設計の柔軟化、④一部の種類の株式についてのみ譲渡制限を付すことの明文化、⑤社債発行を可能とする会社の拡大（取締役会非設置会社における社債発行を可能とする）、社債発行手続きの明確化・簡素化、⑥組織再編の対価の柔軟化、⑦清算手続きの簡素化・合理化、⑧合同会社の創設などが行われました。

私は、会社法は体系的に整理され、法律関係の適用、解釈、効果等も明確に定められているため、個人的にはとても分かりやすい法律だと感じています。

2 会社法の本格的改正

その後、経済のグローバル化が進む中で、日本企業では十分なコーポレート・ガバナンスが行われていないとして、規律を見直すべきとの指摘が強くなっていました。また、親子会社に関する規定の整備も、会社法制定以前から指摘されていた課題として存在していました。

このような背景の中で、会社法制定後はじめて、平成26年に会社法の本格的な改正が行われました。

この会社法の改正は、①コーポレート・ガバナンスの強化、②親子会社の規律の整備を主な柱としており、①については、取締役会の監督強化を目的として、社外取締役の要件の厳格化、社外取締役を選任しない場合の株主総会における説明義務等の新設、監査等委員会設置会社の創設等が行われました。

また、②については、親会社株主の保護を目的とした特定責任追及訴訟制度の創設、キャッシュアウト規制の見直

し（株式等売渡請求の制度の創設、全部取得条件付種類株式の取得・株式併合の場面における情報開示の充実・差止め制度の創設等）、組織再編における差止め請求の新設、会社分割における債権者の保護等を内容とする改正が行われています。

3 平成から令和へ

以上のとおり、会社法制は平成の時代において、「現代語化」「全面改正」という大きな変化を経て独立した法律となり、さらに時代の流れに対応するための改正が行われました。

もつとも、平成26年の改正でも十分とはされておらず、改正時にその附則において、施行後2年を経過した時点で、社外取締役の選任状況その他の社会情勢の変化等を勘案し、企業統治に係る制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは社外取締役を置くことの義務付け等所要の措置を講じるとして当初より見直しが予定され、実際に、一部の会社への社外取締役の設置の義務化を含め、再度の会社法改正に向けた準備が進められています。

令和時代においても、会社法制の改正動向からは、目が離せない状況です。

【倒産】倒産法制の発達と資本主義の成熟



弁護士
細川 敬章

1 神話崩壊の時代

平成元年（1989年）12月29日、日経平均株価が史上最高値の3万8915円を記録しました。しかし、その後、バブルが崩壊し、日本経済は「失われた20年」とも言われる長期不況に陥りました。

4 最後に

自らの勤務先や取引先の企業が突如倒産となり、大変な苦勞をされた方々そのご家族にとつては、平成は非常に辛い時代であったものと推察します。こうした苦しみが繰り返されないよう、痛みを最小化できるよう、法律家として力を尽くせればと思います。

【渉外】海外情勢・法制度が日本に与えた影響



弁護士
三好 吉安

天安門事件が起こったのは、平成に入ってからまもなくの平成元年4月です。鄧小平は市場経済を取り入れ、経済は大きく発展しましたが、これに伴い学生らの民主化要求が強まり、あの悲劇が起きました。ただ、中国はその後も高度経済成長を続け、平成13年11月には、WTO（世界貿易機関）への加盟が承認されました。

他方で、日本との関係が微妙になったのもまた平成です。平成17年、中国全土で、反日デモが起こり、日系の店や日本車が破壊されました。同年に中国・上海に留学した筆者は、留学期間の大半を、窓ガラスが割れたままの在上海日本領事館を見て過ごすことになり、心を痛めたものです。平成24年にも、日本の尖閣諸島国有化を契機として、再び反日デモが盛り上がりました。反日デモも、中国の民衆たちが経済発展により自信をつけたことと無関係ではなかったでしょう。日本企業にとつては、中国のカントリーリスクを強く認識するきっかけとなりました。

平成は、中国において、市場経済に必要な法律が急速に整備された時代もありました。昭和末期には、民商法で主だった法律は、民法通則のみでしたが、平成に入り、会

90年代（平成2年以降）には、不良債権に苦しむ金融機関の破綻が相次ぎました。2000年代（同12年以降）に入るとデフレが蔓延し、2003年（同15年）には日経平均株価が7607円にまで至り、2008年（同20年）のリーマン・ショックによる世界同時不況にも襲われました。

株式会社東京商工リサーチによれば、同社が全国倒産集計を開始した昭和27年から同63年までの「昭和」の37年間の上場企業倒産数は、合計95件（年平均2.5件）であったのに対し、「平成」は同元年から同10年で44件（年平均4.4件）、同11年から同20年では140件（年平均14件）と急増しています。平成の30年間でみると、昭和の3倍のペース（年平均7.7件）で上場企業の倒産が発生したことになります。

平成は、地価上昇を背景とした『銀行、上場企業、老舗企業は倒産しない』という神話が崩壊した時代であったといえます。

2 倒産法制の発達

こうした平成における倒産件数の急増は、経済情勢の著しい悪化だけではなく、倒産法制の発達もその背景にあるものと考えられます。

すなわち、平成においては、民事再生法（同12年施行）、会社更生法（同14年改正法施行）、破産法（同17年改正法施行）といった法的整理のための法律が、より迅速に使いやすいつ法律として成立・改正され、裁判所もその迅速な運用に向け様々な改善を進めてきました。

また、私的整理の分野においても、①私的整理の阻害要因になつてきたメインバンクの責任を排除した「私的整理に関するガイドライン」の策定（平成13年）を皮切りに、②事業再生ADR等の法律に根拠を持つ「制度化された私的整理」の手法が生まれました。さらには、③産業再生機構（同15年設立）や企業再生支援機構（同21年設立）のように、「制度化された私的整理」機能を有し、かつ公的資金を出融資できるファンド機能をも併せ持った極めて特異な手法まで編み出され活用されるようになりました。また、④経営者個人の保証債務についても、同26年には「経営者

社法（平成5年）、契約法（平成11年）、企業倒産法（平成18年）、物権法（平成19年）、独占禁止法（平成19年）が成立し（カッコ内はそれぞれの成立年）、主だった法律が出揃いました。

ただ法律が出揃ったといっても、企業が中国に進出する際に苦勞する法制がまだ残っています。例えば、知的財産権です。中国は1980年にはWIPO（世界知的所有権機関）に加盟し、昭和の間に、商標法や特許法を成立させていましたが、今でも、外国で有名なブランドの抜け駆け商標登録が横行し、「無印商品」も昨年敗訴しました。これは日本と異なり、外国では有名でも、中国ではまだ有名ではないブランドにつき、商標登録できることが一因です。

しかし、中国は特許出願件数が世界1位になり、中国企業が特許や商標のライセンスナーになる場面が増えていきますので、令和の時代には、その知的財産戦略が大きく変わっていくことが予想されます。



弁護士
河合 順子

平成時代の日本の法整備に与えた主たる欧米法について振り返ります。

経済活動に関する法分野では、製造物責任法の制定が挙げられます。

高度な技術発展に伴い、消費者が製造者の過失を立証することが困難化しました。そのような中、平成6年、欧米にない製造物責任法が日本でも制定され、消費者側の立証の負担が大幅に軽減されました。奇しくもこの年、アメリカでは有名なマクドナルドのコーヒー事件の判決が出されました。コーヒーによる火傷で、同法に基づき同社の責任と約3億円の損害賠償が認められました。どんな因果

か、日本の製造物責任法の第1号判例は、平成11年にあったマクドナルドのオレンジジュースを飲んで吐血したとの事件でした。

知的財産分野では、平成10年、デジタルミレニアム著作権法がアメリカで施行され、日本でも平成11年、著作権法や不正競争防止法が改正されました。また、ネット上の著作権侵害等についてプロバイダの責任の明確化のため、平成13年に通称プロバイダ責任法が制定され、現在では、同法に基づきインターネット上の書き込みの削除請求等が行われています。

家事法の分野では平成26年、ハーグ条約（国境を越えた子どもの連れ去りに対処するため、子供を元の居住国に戻すこと、親子の面会の機会を確保することを原則とする条約）が締結され、同年これに対応する「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」も施行されました。これも国際情勢を受けた対応です。

直近では平成30年5月から、EU一般データ保護規則（GDPR、EUで統一の個人情報保護法。EU外への情報持ち出しについても規制。巨額な課徴金の制裁あり）の適用が開始され、これを見据えて、平成29年、グローバル化が進む個人情報の取り扱いがカバーできるように個人情報保護法が改正されました。

このように、日本の法律制定や改正は海外情勢と密接に連動しており、平成時代の動向を見るだけでも、日本のグローバル化が国内法に与える影響を見て取ることが出来ます。

【家族】変わる社会と家族のあり方を反映して



弁護士
松嶋依子

1 はじめに

親族・相続に関する、いわゆる家事事件は、時代が変わっても無くなることはありません。むしろ、近時は、一般民事事件が減少しつつあるのに対し、家事事件（特に、離婚や親子などに関する事件）は増加する傾向にあります。

時代の変遷と共に、生き方が多様化する中で、個人や家族の在り方も一様ではなくなっていることや、個人の権利意識の高まりにより、家庭内の紛争が複雑かつ熾烈なものとなってきたことから、当事者が法的手続による解決を求めるケースが増えてきています。

また、戦後、民法改正により家制度が廃止されて、個人の尊重と男女平等の理念が提唱され、平成に入ると、それらの理念の具体的な実現が図られてきました。

さらに、平成時代には社会の高齢化が顕著になり、平成19年には超高齢化社会に突入しました。

このような背景を踏まえ、平成の時代に、親族・相続の分野でどのような変革があったのか、実体法と手続法のそれぞれについて、振り返りたいと思います。

2 実体法

（1）親族法関連

ア 平成27年12月16日、男女の平等に関する最高裁判例が出されました。

まず、かつて民法733条が定めていた180日間の再婚禁止期間のうち、100日を超える部分が違憲と判断（※その後、平成28年6月1日に民法改正がなされ、女性の再婚禁止期間を100日に短縮すると共に、離婚時に懐胎してい

なかった場合は再婚禁止期間の規定を適用されないことになりました。）されました。

次に、夫婦同氏を定める民法750条が、合憲と判断されました（ただし、最高裁大法廷の裁判官15人のうち、5人は違憲であるとの意見を表明しています。）。

上記2点は、ともに男女平等の観点から議論がなされましたが、結論は異なることになりました。

また、平成25年9月4日には、子の平等に関する最高裁判例が出されました。

この最高裁判例では、かつて民法900条4号ただし書が定めていた非嫡出子（婚姻していない男女から生まれた子）の相続分を嫡出子（婚姻している男女から生まれた子）の2分の1とする規定は違憲と判断されました。

これは、まさに子を個人として尊重する理念に基づき、婚外子の相続分差別が否定されたものです。

（2）相続法関連

ア 相続法についても、平成の時代には各種の重要な最高裁判例が出ていますが、実務へ大きな影響を与えた事件の一つは、預貯金債権が遺産分割の対象となることと示された平成28年12月19日の最高裁判例といえるでしょう。この判例は、相続人間の遺産分割手続きのみではなく、金融実務にも影響を及ぼしました。

イ また、高齢化社会を背景のひとつとして、平成30年7月には、相続法が改正されるに至りました（改正の具体的な内容につきましては前号の巻をご参照ください）。相続法については実に40年ぶりとなる大きな見直しがされました。

（3）その他

さらに、高齢の認知症患者増加に伴い、高齢者の方が利用しやすい成年後見制度の実現を目的とし、平成12年には現在の成年後見制度が創設されました（従来の禁治産、準禁治産の廃止）。

3 手続法

また、平成23年5月に家事事件手続法が制定されました。

もともと、家事事件の手続を定めていたのは、旧家事審判法でしたが、個人の権利意識が高まり、家事事件でも主張対立の激しい事件が増加してきたことを背景とし、当事者がより手続に主体的に関与できる機会を保障すること目的として、新たに家事事件手続法が制定され、家事審判及び家事調停に関する手続が網羅的に規定されました。

4 最後に

「離婚は進んだ文明にとって必要である ― シャルルドモンテスキュー」

今年から新しい「令和」時代が始まりました。

家事事件の増加傾向は平成から令和になっても留まることはなく、今後も家庭内の紛争を法的手続によって解決するケースが増えてくるとはならないかと考えています。また、個人や家庭の多様化がさらに進み、新たな法律の制定や重要判例が出ることも予想されます。家事事件についても、時代の流れに則した、よりよいリーガルサービスを提供できるよう今後も尽力致します。

【競争法】競争政策の更なる拡充



弁護士
越知覚子

1 はじめに

独占禁止法を始めとする競争法は、我が国の自由な競争を促進し経済活動を発展させることを目的としています。が、それにより一般消費者の利益を図ることも目的としています。

そこで、今回は、消費者法分野の観点も交えながら、競争法分野を振り返りたいと思います。

2 景品表示法

競争法分野の中で最も消費者法分野の影響を受けているのが、景品表示法です。

景品表示法は、昭和37年に独占禁止法の特例として、公正な競争を確保し、もって一般消費者の利益を保護することを目的として制定されました。

平成に入り、経済のグローバル化と規制緩和の流れから、景品表示法のうち景品規制においては、上限金額の引き上げ・撤廃、制限の区分の簡素化のほか、業者別告示や公正競争規約の改廃などが行われました。

他方、表示規制に関しては、規制緩和による市場メカニズムの活用のためには消費者に対する適正な情報提供がより重要であることから、不当表示の排除は正に対する取組みが一層必要とされ、むしろ運用が強化されました。平成15年には合理的な根拠なく著しい優良性を示す不当表示に対する規制（不実証広告規制）が導入され、現在も表示規制の中で重要な位置を占めています。

その後、平成21年に景品表示法は公正取引委員会から消費者庁へ移管され、また、その目的から「公正な競争を確保」という記載がなくなりました。もともと、法の実態は変わっていないと言われています。

平成28年には、いわゆる食品偽装問題など一連の表示問題を受け、不当表示に対する課徴金制度が導入されるに至り、現在も表示規制に関しては積極的な運用が続いています。

3 消費税転嫁対策特別措置法

平成元年、3%の消費税が導入されました。その後5%、8%へと増税されましたが、5%への増税時に事業者による消費税の転嫁拒否等の行為が多く発生し、独占禁止法で規制される優越的地位の濫用行為に該当するのではないか、という問題が生じました。

そこで、8%増税時に、「消費税の転嫁拒否等の行為を迅速かつ効果的に是正するための特別措置法」（いわゆる「消費税転嫁対策特別措置法」）が施行されました。

4 独占禁止法

競争法の中心である独占禁止法は市場の競争を確保することにより、一般消費者の利益を保護することも目的としています。

昭和22年に制定された独占禁止法は、平成に入り規制緩和による経済発展確保の観点から、競争政策の重要性が広く認識され、同法の運用の強化と公正取引委員会の組織強化が進みました。

当初、原則1.5%であった課徴金算定率は、その後原則6%、原則10%と順次引き上げられ、また、課徴金納付命令の対象となる行為が、順次拡大されていきました。

また、平成17年度改正により導入された課徴金減免（リニエンス）制度も、その後、減免を受けることのできる範囲を拡大し、広く事業者に課徴金減免制度を利用させることで独占禁止法違反行為の効率的な調査を実現しています。

その他手続面では、平成17年に犯則調査の導入、審判制度の改正（事前審判から事後審判へ）、平成27年に審判制度の廃止、平成30年に、TPP協定をうけた確約制度（独占禁止法違反の疑いある行為について、行政処分によらずに公正取引委員会と事業者との間の合意により解決する仕組み）の導入など、大きな変化が見られました。また、課徴金減免制度の改正法成立や労働法分野やプラットフォームに対する独占禁止法の適用の検討なども進んでおり、今後の動向に注視が必要です。

5 最後に

平成の流れを受け、令和の時代も競争法分野の積極的な運用は継続すると思われま

す。そのため、競争法分野においては、具体的な問題が発生した時の対応のみならず、予防法的観点での対策が必



平成31年度税制改正と改正民法（相続法）

日本経営ウィル税理士法人 税理士 座間昭男



平成31年度税制改正には、改正民法（相続法）を受けたものが盛り込まれています。今回はここに注目したいと思います。

- 民法における成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたことに伴い、税法上の適用年齢が20歳以上又は20歳未満となっている制度が見直されました。

制度	対象者	年齢要件	適用時期
相続税の未成年者控除	相続人	20 歳未満⇒ 18 歳未満	2022 年 4 月 1 以後の相続
・相続時精算課税制度 ・直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例 ・相続時精算課税適用者の特例（受贈者に孫等を追加） ・非上場株式等に係る贈与税の納税猶予	受贈者	20 歳以上⇒ 18 歳以上	2022 年 4 月 1 以後の相続又は贈与
ジュニア NISA	居住者等	20 歳未満⇒ 18 歳未満	2023 年 1 月 1 日以後に設けられる
NISA		20 歳以上⇒ 18 歳以上	口座

- 令和2年（2020年）4月から施行される配偶者居住権（配偶者が相続開始時に居住していた被相続人の所有建物を対象に、終身又は一定期間、配偶者にその使用収益を認める権利）の評価方法が定められました。

配偶者居住権に基づく敷地の利用権は小規模宅地特例の対象となり、さらに配偶者居住権が設定されている敷地（所有権）についても小規模宅地特例の対象となります。

配偶者居住権に関する民法の規定の施行日となる2020年4月1日以降開始の相続から適用されます。

① 配偶者居住権（建物）の評価

建物の時価（A）－A×（残存耐用年数－存続年数）／残存耐用年数×存続年数に応じた民法の法定利率による複利現価率

※残存耐用年数＝法定耐用年数（住宅用）×1.5 倍－築年数【 計算例 】

配偶者：妻（75 歳 75 歳女性の平均余命年数 15 年）

建物：木造・築年数 10 年

残存耐用年数：法定耐用年数 22 年×1.5＝33 年

33 年－10 年＝23 年

建物の相続税評価額：2000 万円

配偶者居住権の設定期間：終身（残存年数に応じた民法の法定利率による複利現価率 0.642）

2000 万円×（23 年－15 年）／23 年×0.642＝4,466,086 円（居住権の設定された所有権）

20,000,000 円－4,466,086 円＝15,533,914 円

② 配偶者居住権が設定された建物の評価

A－①の価額＝4,466,086 円

③ 配偶者居住権の敷地の評価

土地等の時価（B）－B×存続年数に応じた民法の法定利率による複利現価率

【 計算例 】

配偶者：妻（75 歳 75 歳女性の平均余命年数 15 年）

土地の相続税評価額：1 億円

配偶者居住権の設定期間：終身（残存年数に応じた民法の法定利率による複利現価率 0.642）

1 億円×0.642＝64,200,000 円（配偶者居住権が設定された所有権）

1 億円－64,200,000 円＝35,800,000 円

④ 配偶者居住権が設定された建物の敷地の評価

B－③の価額＝64,200,000 円

3. 相続法改正では、舅姑など被相続人への無償の療養介護や役務提供を行った場合、相続人でなくても寄与分が認められるよう配慮（「特別寄与料の請求権」）されました。

相続人以外の親族が無償で被相続人の療養看護その他の労務を提供したことにより被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした場合、相続人に対して金銭（特別寄与料）の請求ができます。この特別寄与料は被相続人から遺贈により取得したものとみなされ、相続税が課税されます（特別寄与者が支払う相続税額は2割加算の対象となります）。一方、相続人が特別寄与者に支払うべき特別寄与料の額は、当該相続人の相続税の課税価格から控除されます。

特別寄与料に関する民法の施行日である2019年7月1日以後開始の相続から適用されます。

4. 最後に

民法改正（相続法）は高齢化社会における家族の変化に対応する内容になっていると思われます。この運用が順調になるには、まだしばらくの時間がかかることでしょう。

また、「特別寄与料の算定方法はどのように行われるのか？」など、まだまだ相続法と相続税法の関係に注目していきたいと思っています。

内容につきましては、一般的な概略をまとめたものです。詳細については、専門家にご相談ください。

日本経営グループ 日本経営ウィル税理士法人

TEL 06-6868-1351（担当：座間）

事業承継、信託、組織再編税制、国際税務、
企業再生、不動産活用、M & A、IPO 支援 など

須です。

当事務所では、競争法的観点からの継続的な法的助言やセミナー・勉強会などを行うことで事業者の皆様をサポートをさせていただいております。是非お声がけいただければ幸いです。

「インターネット」利便性と弊害の二面性



弁護士 森 瑛史

1 インターネット時代の到来

インターネットは、世界的にみれば、昭和の時代にも研究者の間や軍用用に存在してはいたものの、少なくとも日本においては、遠隔地間の通信はもっぱら電話回線が利用され、インターネットは一般的に認知されている技術ではありませんでした。

ところが、米国におけるインターネット商用化の流れもあつて、平成5年頃、初めて日本国内でインターネット接続サービスが提供されるようになると、これが瞬く間に広がり、約25年を経て、今では誰もが利用する社会に不可欠な技術となりました。過去の歴史から見ても、ここまで急速かつ重大な社会インフラの変化はなく、まさに平成を代表する革新的な出来事の一つと言えます。

インターネットというバーチャルな世界の広がり、表現の自由や知る権利といった個人の基本的人權を飛躍的に拡充させ、商業的にもEC（イーコマース）やストリーミング動画配信業、アフィリエイトといった、昭和の時代には想像だにされなかった新たな事業を創造し、人々の豊かさに貢献する結果となりました。反面、これまでは見られなかった弊害も多くもたらされ、新しい立法がなされています。

2 インターネット普及に伴う法整備

代表的なものとしては、平成13年に制定された特定電気通信役務者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（いわゆる、プロバイダ責任法）が挙げられます。

昭和までのインターネットがない環境では、不特定多数者に対する意見表明の手段は、集会のほか、新聞や雑誌といった出版物、テレビやラジオといった通信媒体の利用が主で、表現の自由と名誉権、プライバシー権の対立は、公人対報道という構図が主でした。

ところが、インターネットの普及により、誰もが自由にその場で簡易に広く自分の意見を述べられるようになり、不特定多数者に対する意見表明の主体に制約がなくなりましした。それまでの図式が崩れた結果、誰でも権利侵害の主体となりうるようになったのです。さらにインターネットでは匿名性を維持できるため、権利侵害行為を助長する結果にもなり、インターネットを利用した名誉棄損・誹謗中傷が社会問題化するに至りました。

裁判例でも掲示板の書き込みについて、プロバイダや掲示板管理者の責任を認めるものも出てきたこともあり（例えば、ニフティサーブ現代思想フォーラム事件。第1審：東京地判平成9年5月26日）、平成13年にプロバイダ責任法が制定され、発信者情報の開示（誹謗中傷的な表現を書き込んだ者の特定）と記事削除のルールが定められました。また、インターネット普及による恩恵として、外出せずともクリック一つで様々な商品や役務の購入ができるようになり、非対面取引は急速に拡大していきました。

他方、非対面であることや表示の不備から、商品や契約内容の理解が不十分なまま、本人が望まぬ契約を締結してしまう、また、不知や不注意に乗じたワンクリック詐欺の流行といった問題が生じることとなりました。これを受け、平成13年、民法の原則を修正して無効主張を広く認めること等を定めた電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律が制定されています。

さらに、インターネット上では、情報自体の正確性や情

報過多の問題から、受け手自体に取捨選択する能力が求められるようになりました。その上で、ネットリテラシーが未熟な青少年をインターネット上の悪影響（性犯罪・自殺・薬物の助長等）から守るべく、平成20年、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が制定され、フィルタリング等の施策が提案されています。

3 インターネット社会との付き合い方

インターネットは従来の量的・空間的な限界を破るもので、個人の基本的人權や実生活の利便性に大いに寄与する重要な技術ではあるものの、伝播性、匿名性、情報の偏在、情報の正確性などの弊害は無視できません。

インターネット技術は日進月歩であり、IoTなど令和においても重要な技術であり続けることは間違いありませんが、まだ若い技術でもあり、リスクを理解した上で付き合いを考えていきたいところです。



みなし残業代の割増賃金該当性

最高裁平成30年7月19日判決(最高裁判所裁判集民事259号77頁)



弁護士 松久僚成

1. ポイント

- ① 使用者は、時間外労働等の対価として定額の手当を支払うことにより、割増賃金の全部または一部を支払うことができる。
- ② ある手当が時間外労働等に対する対価として支払われるものとされているか否かは、雇用契約にかかる契約書等の記載内容のほか、具体的事案に応じ、使用者の労働者に対する当該手当や割増賃金に関する説明の内容、労働者の実際の労働時間等の勤務状況などの事情を考慮して判断すべきである。

2. 事案の概要

- Yが経営する薬局において勤務していたXが、Yに対し、時間外労働、休日労働及び深夜労働に対する未払割増賃金並びに付加金等の支払を求めた事案である。
- Xは、以下の事情などから、基礎賃金が56万2500円であって割増賃金が支払われていないと主張し、未払割増賃金の支払いを求めた。一方で、Yは、基礎賃金46万1500円のほか、30時間の時間外労働に相当するみなし残業代である業務手当が10万1000円支払われているため、これによって割増賃金は支払われていると主張した。
- 雇用契約書の記載
「賃金 月額562,500円（残業手当含む） 給与明細書表示（月額給与461,500円 業務手当101,000円）」
- 採用条件確認書の記載
「給与業務手当 101,000 みなし残業代」
「時間外手当は、みなし残業時間を超えた場合はこの限りではない」
- 賃金規程
「業務手当は、一賃金支払い期において時間外労働があったものとみなして、時間手当の代わりとして支給する。」
- YがX以外の従業員の全部または一部との間で取り交わした確認書の記載
「業務手当は、固定時間外労働賃金（時間外労働30時間分）として毎月支給します。一賃金計算期間における時間外労働がその時間に満たない場合であっても全額支給します。」

- (1) 第一審判決
第一審は、XとYの間では、基本給46万1500円、業務手当10万1000円を条件とする労働契約がされたものと判断したうえで、Xの基本給と所定労働時間から計算すると、30時間分の時間外手当額が業務手当である10万1000円とほぼ一致することや、採用条件確認書の記載によればみなし残業時間を超えた場合の清算が予定されており、また、実際に清算がされていたことなどから、業務手当はみなし残業代として有効なものであると認められると判断した。
- (2) 控訴審判決
これに対し、控訴審は、みなし残業代を上回る金額の時間外手当が発生した場合にその発生的事实を労働者が認識して直ちに支払を請求できる仕組み（発生していない場合には発生していないことを労働者が認識できる仕組み）が備わっており、これらの仕組みが雇用主により誠実に実行されているほか、基本給とみなし残業代の金額のバランスが適切であり、その他法定の時間外手当の不払や長時間労働による健康状態の悪化など労働者の福祉を損なう出来事の温床となる要因がない場合に限り、みなし残業代は法定の時間外手当の全部又は一部の支払とみなすことができるとの判断枠組みを示した。
- そのうえで、業務手当が何時間分の時間外手当に当たるのか、また、時間外労働の月間合計時間や時給単価がどの程度であるのかXに伝えられていないため、業務手当を上回る金額の時間外手当が発生しているかどうかをXが認識できない以上、業務手当はみなし残業代として有効なものであるとはいえないと判断した。

- (3) 最高裁判決
最高裁は、控訴審の示した上記判断枠組みを否定して、上記「1 ポイント」のとおり判断し、控訴審に差し戻した。

3. 判旨

- (1) 「労働者に支払われる基本給や諸手当にあらかじめ含めることにより割増賃金を支払うという方法自体が直ちに同条（注：労働基準法37条）に反するもので

- はなく…、使用者は、労働者に対し、雇用契約に基づき、時間外労働等に対する対価として定額の手当を支払うことにより、同条の割増賃金の全部又は一部を支払うことができる。」
- 「そして、雇用契約においてある手当が時間外労働等に対する対価として支払われるものとされているか否かは、雇用契約に係る契約書等の記載内容のほか、具体的事案に応じ、使用者の労働者に対する当該手当や割増賃金に関する説明の内容、労働者の実際の労働時間等の勤務状況などの事情を考慮して判断すべきである。」
- 「しかし、労働基準法37条や他の労働関係法令が、当該手当の支払によって割増賃金の全部又は一部を支払ったものといえるために、…原審が判示するような事情が認められることを必須のものとしているとは解されない。」
- 「本件雇用契約に係る契約書及び採用条件確認書並びに上告人（注：Y）の賃金規程において、月々支払われる所定賃金のうち業務手当が時間外労働に対する対価として支払われる旨が記載されていたというのである。」
- 「また、上告人と被上告人（注：X）以外の各従業員との間で作成された確認書にも、業務手当が時間外労働に対する対価として支払われる旨が記載されていたというのであるから、上告人の賃金体系においては、業務手当が時間外労働等に対する対価として支払われるものと位置付けられていたといえることができる。」
- 「さらに、被上告人に支払われた業務手当は、1か月当たりの平均所定労働時間（157.3時間）を基に算定すると、約28時間分の時間外労働に対する割増賃金に相当するものであり、被上告人の実際の時間外労働等の状況…と大きくかい離するものではない。」
- 「これらによれば、被上告人に支払われた業務手当は、本件雇用契約において、時間外労働等に対する対価として支払われるものとされていたと認められるから、上記業務手当の支払をもって、被上告人の時間外労働等に対する賃金の支払とみることができる。原審が摘示する上告人による労働時間の管理状況等の事情は、以上の判断を妨げるものではない。」

4. 解説

- ある一定時間分の割増賃金相当額を基本給の中を含め、または手当として支払うことにより、時間外労働に対する割増賃金を支払う制度は、「みなし残業代制」や「固定残業代制」などと呼ばれています。一定時間を下回る限り、一律で割増賃金を支払えば足りるため、賃金の計算が楽になるというメリットがあり、すでにみなし残業代制を導入している企業も少なくありません。

- みなし残業代制については、本判決でも「労働者に支払われる基本給や諸手当にあらかじめ含めることにより割増賃金を支払うという方法自体が直ちに同条に反するものではな」いとして、割増賃金について定める労働基準法（以下「労基法」といいます。）37条に違反しないものとされています。もっとも、みなし残業代制を導入する場合の具体的方法については、労基法等に規定されておりません。

- (2) この点につき、本判決以前の判例においては、①通常の労働時間の賃金に当たる部分と割増賃金に当たる部分とを判別できること、②割増賃金として支払われた金額が、労基法37条等に定められた方法により算定した割増賃金の額を下回らないことという要件を満たす場合には、みなし残業代制により割増賃金を支払うことも、労基法37条に違反しないとされていました。これに対し、本判決は、「ある手当が時間外労働等に対する対価として支払われるものとされている」場合には、その手当も割増賃金に該当すると判断しました。時間外労働に対する対価といえるのかという点からみなし残業代の有効性について判断する本判決の枠組みが、これまでの判例と異なる枠組みを示したもののなか、それとも①又は②いずれかの要件に関わる判示であるのかは、今後の判例の集積を待つことになります。
- (3) なお、本判決は、控訴審が判示した事情までは必須ではないと判断したものの、時間外労働に対する対価といえるのか（ひいては、みなし残業代として支給した手当等が割増賃金に該当するのか）の判断において、以下のとおり具体的考慮要素を挙げています。

- i 雇用契約に係る契約書等の記載内容
- ii 使用者の労働者に対する当該手当や割増賃金に関する説明の内容
- iii 労働者の実際の労働時間等の勤務状況

- したがって、みなし残業代制を導入する場合には、(i)みなし残業代として支給する手当等が時間外労働に対する対価であることが雇用契約書や就業規則において明記されているか、(ii)労働者に対して当該手当が時間外労働に対する対価であると説明しているか、(iii)実際の時間外労働時間数に比べて当該手当の額は時間外手当と言いうような額か（例えば、時間外労働が平均して月30時間ある会社において、割増賃金5時間分程度にしか相当しない額の手当てをもって「みなし残業代である」と主張することは、「時間外労働の対価とはいえない」という方向に傾く事情であると考えられます。）といった点を意識して、制度設計を行う必要があると思われます。

夏の暑さが猛威を振るう季節柄、ご自身の臭いを気にされるかたも多いのではないのでしょうか。

気になる腋の臭いの原因は、実は、腋の下に多くあるアポクリン腺という汗の一種が細菌で分解されることによって異臭を発するというものです。

また違った臭いのお悩みですが、人は歳を重ねるといわゆる老人臭に悩まされるようになります。これは腋の下から首の前回り、前胸部を毎日丁寧に洗うことで消えてしまいます。

臭いは自分では気付きにくいものです。老人臭がしないことを願って、入浴時に丁寧に洗うようにすれば、十分予防できます。



当事務所では顧問先様を対象に、メールでの法律相談を受け付けております。
ぜひ、お気軽にご相談ください。メールをお待ちしております。

◆顧問先様用Eメール相談
consul@umegae.gr.jp

弁護士法人

梅ヶ枝中央法律事務所

- 大阪事務所／大阪市北区西天満4丁目3番25号
〒530-0047 梅田プラザビル4階
TEL 06(6364)2764 FAX 06(6311)1074
- 東京事務所／東京都港区西新橋3丁目6番10号
〒105-0003 マストライフ西新橋ビル302
TEL 03(5408)6737 FAX 03(5408)6738
- 京都事務所／京都市下京区室町通綾小路 upper 鶏鉾町480番地
〒600-8491 オフィスワン四条烏丸1002号室
TEL 075(353)5375 FAX 075(353)5374
e-mail: office@umegae.gr.jp

当事務所では個人情報保護法の趣旨に則り、皆様の個人情報の適正な管理・保護に努めております。今後、本誌の配送を希望されない場合には、お手数ですが当事務所までご連絡をお願い致します。速やかに対応をさせていただきます。宜しく願い申し上げます。

題 字：藤尾 政弘

表紙写真撮影者：山田 庸男

表紙写真撮影場所：タイ・バンコク

- 山田 庸男
t-yamada@umegae.gr.jp
- 林 醇
a-hayashi@umegae.gr.jp
- 二宮 誠行
ninomiya@umegae.gr.jp
- 増田 広充
masuda@umegae.gr.jp
- 細川 敬章
hosokawa@umegae.gr.jp
- 河合 順子
j-kawai@umegae.gr.jp
- 松尾 友寛
matsuo@umegae.gr.jp
- 林 友宏
hayashi@umegae.gr.jp
- 犬飼 一博
inukai@umegae.gr.jp
- 渡部真樹子
watanabe@umegae.gr.jp
- 飯田 亮真
iida@umegae.gr.jp
- 甲斐 一真
kai@umegae.gr.jp
- 戀田 剛
koida@umegae.gr.jp
- 松久 僚成
matsuhisa@umegae.gr.jp
- 渡邊 雅文
m-watanabe@umegae.gr.jp
- 中世古裕之
h-nakaseko@umegae.gr.jp
- 西村 勇作
nisimura@umegae.gr.jp
- 三好 吉安
miyoshi@umegae.gr.jp
- 大森 剛
omori@umegae.gr.jp
- 越知 覚子
ochi@umegae.gr.jp
- 松嶋 依子
matsushima@umegae.gr.jp
- 氏家真紀子
ujiie@umegae.gr.jp
- 岩田 和久
iwata@umegae.gr.jp
- 森 瑛史
mori@umegae.gr.jp
- 上杉 将文
uesugi@umegae.gr.jp
- 日下部太一
kusakabe@umegae.gr.jp
- 福竹 亮
fukutake@umegae.gr.jp
- 杉野 龍太
sugino@umegae.gr.jp

公益財団法人 梅ヶ枝中央きずな基金

TEL 06-6364-2802 <http://www.kizuna-umegae.jp/>

事務局／〒530-0047 大阪市北区西天満4丁目3番25号 梅田プラザビル2階 弁護士法人 梅ヶ枝中央法律事務所内

振込口座

- | | | | | |
|-----------|--------|--------------|---------------|---------------------|
| □ 三菱UFJ銀行 | 大阪中央支店 | 普通預金 0175756 | 財) 梅ヶ枝中央きずな基金 | ざい) うめがえちゅうおうきずなききん |
| □ 池田泉州銀行 | 堂島支店 | 普通預金 106036 | 財) 梅ヶ枝中央きずな基金 | ざい) うめがえちゅうおうきずなききん |
| □ ゆうちょ銀行 | 四一八支店 | 普通預金 4878695 | 財) 梅ヶ枝中央きずな基金 | ざい) うめがえちゅうおうきずなききん |